

伊達市では国が示す基準額を市独自に軽減し、基準額を設定しています

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育料月額 (年齢は4/1時点)				
階層区分 () 区分は1号認定の階層区分	定 義	3号認定 (0~2歳)		2号認定 (3~5歳)		1号認定
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	教育 標準時間
第1階層 (第1階層)	生活保護世帯、里親委託世帯	0	0			
第2階層 (第2階層)	市町村民税非課税 ひとり親世帯等 世帯	0	0			
第3階層 a (第2階層)	市町村民税所得割 ひとり親世帯等 非課税世帯	4,500	4,400			
第3階層 b (第3階層)	市町村民税所得割額 48,600円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,400		
			13,000	12,700		
第4階層 a1 (第3階層)	市町村民税所得割額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,400		
第4階層 a2 (第3階層)	市町村民税所得割額 57,700円以上 58,200円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,400		
			16,000	15,700		
第4階層 b (第3階層)	市町村民税所得割額 58,200円以上 67,800円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,400		
第4階層 c (第3階層)	市町村民税所得割額 67,800円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,400		
			22,000	21,600		
第4階層 d (第4階層)	市町村民税所得割額 77,101円以上 87,000円未満		25,000	24,500		
第4階層 e (第4階層)	市町村民税所得割額 87,000円以上 97,000円未満		28,000	27,500		
第5階層 (第4階層)	市町村民税所得割額 97,000円以上 169,000円未満		32,000	31,400		
第6階層 (第4階層)	市町村民税所得割額 169,000円以上 211,201円未満		35,000	34,400		
第6階層 (第5階層)	市町村民税所得割額 211,201円以上 301,000円未満		35,000	34,400		
第7階層 (第5階層)	市町村民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満		40,000	39,300		
第8階層 (第5階層)	市町村民税所得割額 397,000円以上		52,000	51,100		

令和元年10月より
保育料無償化

I 多子世帯軽減について (預かり保育料、延長保育料、給食費等は含みません)

- ・第4階層 a2 (57,700円以上) 以上の世帯は、保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部等に在籍する同じ世帯 (保護者) の兄姉 (就学前児童) の人数に応じ、第2子は上記保育料額の半額、第3子は無料、となります。
第4階層 a1 以下 (ひとり親世帯等の場合は、第4階層 c 以下) の世帯は、生計を一にする児童の兄姉の人数に応じ、第2子は上記保育料額の半額 (ひとり親世帯当の場合は、第2子以降は無料です)、第3子は無料となります。なお、第2階層第2子は無料となります。

II ひとり親世帯等 (下記に該当する世帯) への軽減

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない方で、現に児童を扶養している方の世帯。
- ・次の方がいる世帯 (身体障がい者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金等の受給者)
第4階層 c 以下の世帯は、第2子以降は無料です。
第4階層 c 以下の第1子について、第3階層 a と同額に軽減。

III 未婚のひとり親世帯への寡婦 (夫) 控除のみなし適用 (平成30年9月分保育料以降) ~婚姻歴のないひとり親世帯に対し、税法上の寡婦 (夫) 控除のみなし適用し保育料を計算します。適用には申出書の提出が必要ですので、詳細はこども育成課へお問い合わせください。

- IV 平成30年度から政令市の市民税の税率が8%となりますが、保育料算定は旧税率 (6%) で計算しています。
- V 18歳未満の兄姉が2人以上いる場合、第3子以降の3号認定保育料は、所得階層に応じてさらに軽減されます。
軽減額は第4階層は半額、第5階層から第8階層は、就学前第1子の場合、保育料の1/4の額と第4階層 e の軽減額を比較して高い方の額を軽減、就学前第2子以降の場合は保育料の1/4の額を軽減します。